

第39回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- 計算書類
「個別注記表」

第39期

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社データ・アプリケーション

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、各社ごとの「経営理念」及びグループの全構成員を対象とする「企業行動規範」を定め、誠実に行動するための基盤とするとともに、企業活動においては、法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守する。

ロ. 当社は、代表取締役が、グループ経営会議において、当社グループのコンプライアンス活動に係る活動方針等を定めコンプライアンス体制の強化を図るとともに、主要な会議において、当社グループの取締役、使用人の法令遵守の状況の把握や企業倫理意識の浸透に努める。

ハ. 当社は、「内部通報規程」を定め、組織的または個人的な法令上の疑義のある行為に関して、情報提供を行える内部通報制度を運営する。

ニ. 当社は、業務執行部門とは独立した内部監査部門が、定期的に取り締役及び使用人の職務の執行を含めた当社グループの企業活動全般の適法性、及び適正性を監査し、その結果を社長執行役員及び監査等委員会に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行上の意思決定に係る情報を、当社規程・マニュアルに従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存し、取締役から開示の要求がある場合は速やかに閲覧に供するものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「危機管理規程」を定め、危機管理規程の更新や関連するマニュアルの整備、取締役会に対する運営状況の定期的な報告等を行うことを目的とした「リスク管理委員会」を設ける。

ロ. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役もしくは管理担当取締役を本部長とした対策本部を設置し、必要に応じて外部の専門家の助言を受け迅速な対応を行う。

ハ. 内部監査部門は当社グループ全体のリスク管理体制の状況を定期的に監査し、社長執行役員及び監査等委員会に報告する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社に対する経営全般についての指導を行うとともに、それぞれの会社の自主性を尊重することとし、当社及び子会社の取締役会は、取締役への業務の委嘱、及び執行役員への執行に係る業務の委嘱を行うとともに、組織責任者及び組織の業務分掌を定めること等を通じて、適正かつ機動的に当社グループ全体の業務執行が行なわれる体制を確保する。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「グループ会社管理規程」において、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、当社及び子会社の取締役が出席するグループ経営会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が当該経営会議において報告することを義務づける。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置く。補助使用人は兼務も可能とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

ロ. 当社が監査等委員会補助者を設置した場合は、監査等委員会補助者の人事考課は監査等委員会の同意を要し、監査等委員会補助者の人事に関する事項等については監査等委員会の同意を得るものとする。また、監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うことを要し、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ. 当社の監査等委員は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議ほか重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、監査に必要な書類等を閲覧し、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求める。

ロ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、会社の業務や業績等に影響を及ぼす重要な事項を報告する。

- ⑧ 子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、当社の内部監査部門を通じて会社の業務に影響を及ぼす重要な事項を報告する。
 - ロ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社の監査等委員会から報告の求めがあった場合または内部通報が生じた場合にはその都度、また、求めがなくとも定期的に、当社グループの取締役等及び使用人からの内部通報の状況について、当社の監査等委員会に対して報告する。
- ⑨ 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社グループの監査等委員会等へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合または独自の専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役との定期的な意見交換により相互の意思疎通を図るとともに、内部監査部門や会計監査人とも情報交換を行う等の緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社グループでは、当社及びグループ会社の取締役が出席するグループ経営会議を月1回開催しておりますが、当該会議において当社グループにおけるコンプライアンス活動に係る活動方針である「企業行動規範」について再確認を行い、法令遵守の状況の把握や企業倫理意識の浸透に努めました。

また、内部通報制度について、「内部通報規程」に沿って適切に制度を運用していることを確認いたしました。

② リスク管理体制

当社グループ全体の危機発生時の体制として、当社代表取締役とリスク管理担当取締役が「リスク管理委員会」を設け、グループ会社の代表取締役と連携して危機発生に対応することを確認しております。

③ 取締役の職務執行

月1回の定時取締役会に加えて、緊急な意思決定が必要な場合に随時、臨時取締役会を開催しております。さらに、当社取締役、執行役員、及びグループ会社取締役等が出席するグループ経営会議を月1回開催し各部門の業務執行状況の管理と情報の共有化を図るとともに、当社グループ全体の業務執行が行われる体制を確保しております。

当事業年度においては、取締役会は20回、経営会議は12回開催されております。

④ 監査等委員会の職務執行

監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また、業務執行状況の報告を受ける等の他、重要な経営会議等に出席し監査の実効性の向上を図っております。

また、監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するため、業務執行取締役の指揮命令から独立した監査等委員会補助者を置き、監査等委員の補助を行っております。

当事業年度においては、監査等委員会は14回開催されております。

⑤ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査規程に基づき年度計画に即した書類監査及び実地監査を実施し、業務の適正化に努めております。

当事業年度において、内部監査は15回実施いたしました。

2. 会社の支配に関する基本方針

I 会社の支配に関する基本方針

(当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続)

当社は、2023年4月18日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）を導入し、同年6月20日開催の当社第38回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました（以下、現行の対応策を「現プラン」といいます。）現プランの有効期限は、2024年6月20日開催予定の当社第39回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、その在り方について引き続き検討してまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、2024年5月15日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において、株主の皆様よりご承認をいただくことを条件として、現プランの一部変更を行った上で、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）として継続すること（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます。）を、社外取締役3名（いずれも監査等委員）を含む取締役全員の一致により決議いたしました。本プランの継続に当たり、本プランの対象となる当社株式の買付け等の範囲を画する株主の共同協調関係（下記Ⅲで定義されます。）が樹立されたか否かを判定するための基準の具体化及び本プランの有効期間を3年としたほか、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的内容は現プランと同一であります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等であっても、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為等の提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付行為等の提案の中には、例えば、共同研究等に関するものを含むステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、研究開発型企業である当社（グループ）の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値の源泉が中長期的に見てき損されるおそれが存する場合など、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。以下同じです。）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、

法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、研究開発型企業である当社（グループ）の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

Ⅱ 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

（1）当社の経営理念及び経営方針

当社は、「未来情報社会創造はひとりひとりの喜びから」を経営理念として掲げ、お客様ひとりひとりの喜びを私たちひとりひとりの喜びとし、この喜びが未来情報社会を創造する力となる企業でありたいと考えています。これを実現するために、「革新や進歩を目指した経営」「社会及びお客様に対する貢献」「株主様に対する貢献」「社員の幸福を実現する経営」を行ってまいります。

「革新や進歩を目指した経営」

：常にお客様の声を受け止め、企業成長に果敢にチャレンジします。

「社会及びお客様に対する貢献」

：常に高い倫理観を持ち社会に対する責任を持つとともに、ソフトウェア製品の研究開発とサービスにより社会発展に貢献します。

「株主様に対する貢献」

：企業価値向上のための経営を行います。

「社員の幸福を実現する経営」

：社員が最も活躍できる環境及び各人の特性と個性を活かした活躍の場を用意するとともに、社員と共に仕事を通じて喜びを分かち合い、社員に対し公正に処遇します。

上記経営理念のもと、「データと一緒にワクワクする未来へ！」をありたい姿として定義し、社会インフラを支えるソフトウェアを提供することで、社会の利便性や生産性向上の実現を目指してまいります。この目的を達成するべく、中期ビジョンとして「個人と組織がともに成長し続けるDIGITAL WORKを実現する」を掲げ、経営方針として取り組んでおります。

（2）中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

2024年5月13日公表の中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）では、経営方針に基づく事業戦略として「個人と組織がともに成長し続けるDIGITAL WORKを実現する」をテーマに、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現すべく「事業領域の拡大・開拓」「収益安定性の向上」「人的資本経営の推進」を3つの柱として定めています。

・事業領域の拡大・開拓

：データ連携市場の更なる拡大に加えて、新たにコラボレーション市場への進出を実施するとともに、研究開発や技術探求、他社との協業、M&Aや海外展開等により、新たな市場開拓を行い、事業

領域の拡大・開拓を行うこと

・収益安定性の向上

：全ライセンスのサブスクリプション化やサービス型ビジネスの拡充を実行するとともに、全社での業務効率を高めることで、収益安定性の向上を目指すこと

・人的資本経営の推進

：優秀な人材の獲得、人材育成の強化をはじめ、持続的成長の根幹である人材への投資を実施するとともに、労働環境の整備等、ウェルビーイングの推進を実施すること

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、中期経営計画の最終年度である2027年3月期の計数計画を、

・売上高 3,300百万円

・EBITDA 700百万円

・リカーリング比率：80%

※EBITDA＝営業利益＋償却費＋株式報酬費用

とするとともに、財務方針を以下のとおり、

・ROE：15%以上

・DOE：3.5%水準の維持

・配当下限額：25円

とし、開発・営業活動、投資を継続して積極的に実施して、これらの達成に努めてまいります。

なお、中期経営計画の詳細につきましては、2024年5月13日に開示いたしました資料をご参照ください。

2. コーポレートガバナンスに関する取組み

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に足る経営の実現のために、経営の迅速性、正確性及び公平性が企業の姿勢として求められていると認識しています。これらの期待に応え、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るとともに企業価値の継続的な向上を実現するため、コーポレートガバナンス体制の強化を図っています。

(2) 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会を設置しております。取締役会は、社内取締役3名、社外取締役3名の計6名で構成されており、月1回の定時取締役会開催に加えて、緊急な意思決定が必要な場合に随時、臨時取締役会を開催しております。さらに、取締役及び執行役員等による経営会議を月1回開催し、各部門の業務執行状況の管理と情報の共有化を図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要事項等に関する決議を行い、取締役の業務の執行を管理・監督する権限を有しています。なお、取締役のうち半数の3名が独立社外取締役です。

当社の監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、取締役会における経営監督機能の強化を目的として、独立した立場からの意見による牽制等、経営の意思決定における健全性や透明性の確保に努めています。

また、当社は経営の意思決定・監督と業務執行を分離した経営体制を構築するべく執行役員制度を導入しています。

Ⅲ 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容）

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、現プランを一部変更した上で、「当社株式の大規模買付け行為等への対応方針（買収への対応方針）」として継続するものです。具体的には、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような当社株式の大規模買付けや、当社の株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある当社株式の大規模買付けを抑止すること、また、株主の皆様が大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることを目的としております。

当社は、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」のとおり、最終的には株式の大規模買付け行為等の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。しかしながら、株主の皆様が適切な判断を行っていただくためには、その前提として、研究開発型企業である当社（グループ）固有の事業特性等を十分に踏まえていただいた上で、当社（グループ）の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切に把握していただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付けによる当社の株式の取得が当社（グループ）の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付けから提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行っていただくためには、当社（グループ）固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付けによる株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。また、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付けに対して事前に必要な情報の提供及び交渉のための期間の確保を求めることによって、大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とし、もって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され

ることを防止するための取組みの一つとして、本プランとして継続することといたしました。

なお、2024年3月31日現在の当社の大株主の状況は議案等に記載のとおりです。現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付け等

本プランは、以下の①、②若しくは③に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が承認したものを除き、以下「大規模買付行為等」といいます。）を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等 について、保有者 の株券等保有割合 が、27%以上となる買付けその他の取得

②当社が発行者である株券等 について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が27%以上となる公開買付け

③上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者 に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（以下「共同協関係」といいます。）を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が27%以上となるような場合に限り。）

大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が対抗措置の不発動を決議するまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為等を開始してはならないものとし、

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の客観性及び合理性を担保することを目的として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任します。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することの是非についての勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し

た上で、対抗措置の発動の是非について判断することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付者による必要情報の提供

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を日本語で提出していただきます。意向表明書には、上記誓約文言に加え、以下の事項を記載していただきます。

なお、意向表明書のほか、(2)に定める必要情報その他の本プランに従って大規模買付者と当社の間でやりとりされる全ての書面、メール、ファクシミリ等における使用言語は日本語に限ります。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者、取締役（又はそれに相当する役職。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれらの主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(イイ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(イiii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等 その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為等を評価・検討するために必要と考える情報

(以下「必要情報」といいます。)の提供を要請するリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報では当社取締役会及び独立委員会による評価・検討等のために十分ではないと認めた場合には、適宜合理的な期限を定めた上で、大規模買付者に対して、追加的に必要情報の提供を要求することがあります。必要情報の追加提供の要求は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日(以下「最終回答期限日」といいます。)は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、大規模買付者が必要情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとし(ただし、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。)

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、提供された必要情報の全部又は一部を開示します。必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為等の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループの概要(名称、資本関係、沿革、役職者の経歴・経験、事業内容、財務内容等)
- ②大規模買付行為等によって達成しようとする目的(意向表明書に記載の目的の詳細)
- ③大規模買付行為等の方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付け予定の株券等の数及び大規模買付行為等後における株券等保有割合、大規模買付行為等の適法性を含みます。)
- ④買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合にはその内容及び当該第三者の概要
- ⑥大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
- ⑦大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧大規模買付行為等完了後に実施を予定する当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑨大規模買付行為等完了後における当社の株主(大規模買付者を除きます。)、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑩大規模買付行為等完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための

施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠

①反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

②大規模買付行為等のために投下した資本の回収方針

5. 取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日又は最終回答期限日のうちいずれか早い日が到来した後、大規模買付者が行う大規模買付行為等の方法が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の方法による大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。いずれの場合においても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に対して開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、評価・検討の内容等を含め公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

6. 大規模買付行為等が実施された場合の対応方針

（1）大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付者による大規模買付行為等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるものとみなして、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じることがあります。当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

（2）大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為等に反対であったとしても、当該大規模買付行為等についての反対意見を表明したり、代替案

を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為等に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為等に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為等及び当社が提示する当該大規模買付行為等に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、大規模買付行為等が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会は、例外的措置として、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記（１）記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

7. 対抗措置の発動に係る手続

当社取締役会は、上記6. において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、あるいは、取締役の善管注意義務に照らして株主の皆様の意思を確認することが適切と判断した場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認するための株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとします。株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示します。

8. 対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でない判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うものとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てについて、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行う等対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、独

立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当てを行う日（以下「割当期日」といいます。）の前日までの間は、当該新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての割当期日後においては、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従い、適時適切に開示いたします。

9. 本プランの有効期限、廃止・変更

本プランは、本定時株主総会での決議をもって同日から発効することとし、有効期限は、2027年6月開催予定の第42回定時株主総会の終結時までとします。

ただし、本プランは、有効期間中であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、本プランの有効期間中であっても随時見直しを行い、株主総会でご承認をいただいた上で、本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会が本プランについて廃止又は変更の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、法令、裁判例、ガイドライン、金融商品取引所規則等の新設又は改廃を踏まえて本プランを修正し、又は変更することが適切と判断する場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切と判断する場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

IV 本プランが株主・投資家に与える影響等

1. 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付けに応じて当社株式を譲渡すべきか否かを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも有利な条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすること等を目的としております。当社取締役会の大規模買付行為等に関する意見や大規模買付行為等の提案に対する代替案等については、その決定に至った取締役会の評価・検討等の内容も含めて公表します。

これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為等にどのような対応をとるかについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することにつながるものと考えます。従いまして、本プランに定める手続は、株主及び投資家の皆様

が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲの6.において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守するか否かにより大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが行われる場合には、無償割当ての対象となる株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権を無償で割り当てられることとなります。その後、当社が、当該取得条項により新株予約権の取得の手続をとる場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止等を決定し、当社が新株予約権無償割当ての中止又は割り当てた新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める手続に違反することがないように予め注意を喚起するものです。

3. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが行われる場合には、無償割当てを受ける株主の皆様は引受けの申込みを要することなく割当日に新株予約権の割当てを受け、また、当社が、新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権の取得の手続をとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合、当社は新株予約権無償割当てを受ける株主の

皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約していただくため、当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に基づき、適時適切にその旨について開示いたします。

V 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

1. 買取への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買取における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しております。また、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5 いわゆる買取防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲの1.において記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような当社株式の大規模買付けや、当社の株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある当社株式の大規模買付けを抑止すること、また、株主の皆様が大規模買付けに対してどのような対応をとるべきかを判断するため、あるいは、当社取締役会が大規模買付けに関して提示された条件よりも株主にとってできる限り有利な取引条件を交渉によりもたらしたりするために必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の本プランの運用に関する重要な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

4. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件として発効することとしております。また、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、独立委員会の勧告を踏まえ株主の皆様の意思を直接確認することが適切と判断するときは、株主意識確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとしております。従って、本プランに基づく対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

5. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲの9.において記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年となっており、任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5年
工具、器具及び備品 5～10年
- ロ. 無形固定資産 定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用負担に備えて、将来発生見込み額を株主優待引当金として計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. リカーリング

契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

ロ. パッケージ

ソフトウェア製品のダウンロードを可能とする情報を顧客に通知した時点で、ライセンスの使用権が顧客に移転することにより履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	リカーリング	パッケージ	サービスその他	
一時点で移転される財又はサービス	－	821,662	17,983	839,645
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,079,426	－	－	2,079,426
顧客との契約から生じる収益	2,079,426	821,662	17,983	2,919,072
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,079,426	821,662	17,983	2,919,072

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

1. 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	182,983
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	140,356
契約負債（期首残高）	539,747
契約負債（期末残高）	563,319

契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、451,942千円であります。また、当事業年度において、契約負債が23,571千円増加した主な理由は、大口案件にかかる長期保守契約の受注によるものであります。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	430,966
1年超2年以内	34,323
2年超3年以内	28,068
3年超	18,753
合計	512,112

3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類に重要な影響を及ぼす会計上の見積りはありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 35,136千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,414,000株	一株	一株	7,414,000株

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,297,758株	一株	32,920株	1,264,838株

(注) 1. 当事業年度末の自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) に基づいて信託銀行が保有する当社株式 61,500株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の減少32,920株は2023年8月18日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分16,320株及び株式給付信託による自己株式の処分16,600株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年6月20日開催の第38回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	139,453千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	22円50銭
・基準日	2023年3月31日
・効力発生日	2023年6月21日

(注) 2023年6月20日開催の株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株会信託口が保有する当社株式に対する配当金1,838千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2024年6月20日開催の第39回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	155,356千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	25円00銭
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月21日

(注) 2024年6月20日開催の株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株会信託口が保有する当社株式に対する配当金1,627千円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、中長期的資金需要を踏まえた上で運用限度額を設定し、原則として、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関し、当社は与信管理規程に従い、財務担当部署が取引先ごとに管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、その他有価証券の株式及び債権であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

差入保証金はオフィス賃貸に伴う敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

長期未払金は、本社事務所家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分であります。

長期借入金は、株式給付信託（J-ESOP）導入に伴う信託E口における金融機関からの借入金であり、当該契約は変動金利のため金利の変動リスクを内包しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,241,753	1,241,753	—
リース債務（※3）	(76,268)	(71,070)	5,198

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※3) リース債務には、一年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,149,902	－	－	－
売掛金	140,356	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券 (社債)	－	100,000	－	－
(2) その他	－	100,000	－	－

(注) 2. リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
リース債務	15,546	60,722	－	－

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

株式給付信託 (J-ESOP) の信託E口における金融機関からの借入金であり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,041,753	—	—	1,041,753
社債	—	100,000	—	100,000
その他	—	100,000	—	100,000
資産計	1,041,753	200,000	—	1,241,753

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	71,070	—	71,070
負債計	—	71,070	—	71,070

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務については、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

当社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借契約期間と見積り、割引率は当該契約年数等に応じた国債の利回りを参考に資産除去債務を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	61,880千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	75,264千円
時の経過による調整額	44千円
資産除去債務の履行による減少額	61,850千円
期末残高	75,338千円

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	35,200千円
未払事業税	8,273千円
一括償却資産損金算入超過額	935千円
株主優待引当金	1,530千円
株式報酬費用	14,741千円
資産除去債務	23,053千円
その他	4,140千円

繰延税金資産合計 87,875千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	21,414千円
その他有価証券評価差額金	133,384千円

繰延税金負債合計 154,798千円

繰延税金負債の純額 66,923千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 743円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 80円47銭 |

(注) 当事業年度末における普通株式の期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に、従業員持株会信託口が保有する当社株式を含めております。なお、当事業年度末において当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は73,261株であり、期末株式数は65,100株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

- (1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引
株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2023年2月6日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として「株式給付信託 (J-ESOP)」 (以下「本制度」といいます。) を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、「データ・アプリケーション社員持株会」に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであります。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社 (以下「受託者」といいます。) を受託者とする「株式給付信託 (従業員持株会処分型) 契約書」 (以下「本信託契約」といいます。) を締結いたしました (以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) 。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において信託設定後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者 (従業員) に分配いたします。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株

価の下落等により、信託終了時において株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

2. 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

3. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。前事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、74,020千円及び81,700株、当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、58,980千円及び65,100株であります。

4. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末 75,000千円、当事業年度末 59,306千円

(2) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2023年7月18日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて、下記のとおり決議し、実施いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年8月18日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 16,320株
(3) 処分価額	1株につき 857円
(4) 処分価額の総額	13,986千円
(5) 割当先	対象取締役 3名 16,320株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、対象取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

(3) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。